

(仮称) 市民健康文化都市条例（案）

前文	P 1
第 1 章 総則	
第 1 条 目的	P 2
第 2 条 定義	P 3
第 2 章 基本理念	
第 3 条 基本理念	P 4
第 3 章 まちづくりの担い手	
第 4 条 市民の役割	P 5
第 5 条 地域団体の役割	P 6
第 6 条 事業者の役割	P 7
第 7 条 市議会の責務	P 8
第 8 条 市長等の責務	P 9
第 9 条 市職員の責務	P10
第 4 章 参加と協働	
第 10 条 市民活動の推進	P11
第 11 条 地域自治活動の推進	P12
第 12 条 参加と協働の推進	P13
第 5 章 まちづくりに関する基本施策	
第 13 条 総合計画の推進	P14
第 14 条 情報の公開及び共有	P15
第 15 条 説明責任	P16

前 文

前 文

袋井市は温暖な気候のもと、豊かな田園と緑美しい茶畑、まちを貫く太田川や原野谷川、水碧き遠州灘と、自然環境に恵まれています。

私たち袋井市民は、先人が築いてきたこの美しい自然と歴史や伝統文化を継承し、さらなる地域の発展を目指していかなければなりません。

このためには、心身ともに健康な市民が、高い志を持ち、未来に向かって挑戦し続けることができるまちづくりを進めていくことが大切です。

本市は、平成２２年に「日本一健康文化都市」を宣言し、市民自らの心身の健康づくりはもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和し、産業経済が活性化するなど、人もまちもすべてが健康で、市民の誰もが生活の向上と地域の発展を志向していくまちづくりの推進に努めてきました。

しかし、今後ますます少子高齢化や人口減少が進むと予測されるとともに、市民ニーズの多様化や地域コミュニティの希薄化などにより、従来どおりの施策の推進は難しくなっております。

このため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自覚と行動力のもと、市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等が、それぞれの立場でそれぞれの役割と責務を認識し、連携・協働して取り組むことにより、日本一健康文化都市を実現するため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、袋井市が掲げる「日本一健康文化都市」の理念や、市民の皆様にもまちづくりへの参加と協働によるまちづくりの必要性及び背景等について理解してもらえるよう設けています。

また、袋井市の地勢や特徴などについて触れるとともに、市民ぐるみで取り組む日本一健康文化都市の実現への決意を述べています。

第 1 章 総則

第 1 条 目的

(目的)

第 1 条 この条例は、袋井市が目指す日本一健康文化都市の実現に向けて、その基本理念を定め、市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等がそれぞれの役割を担い、協働によるまちづくりのための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、市民の誰もが住んで良かった、これからも住み続けたいと実感できるまちの実現を図ることを目的とする。

【解説】

「健康文化都市」とは、市民一人ひとりの健康づくりはもとより、家庭や地域が温かく、都市と自然が調和し、産業経済が活性化するなど、人もまちもすべてが健康で良好な状態にある都市のことをいいます。

また、「日本一」の意義は、市民が高いところざしの下に、明確な目標を持ち、自らが胸を張って誇れるまちを実現しようという決意の表れです。

そのため、まちづくりの主体である市民、地域団体、事業者と市議会及び市長等が連携・協働して公共活動に取り組むことにより、市民の誰もがこのまちに住む喜びと誇りの持ち、より良い地域社会をつくることを目的としています。

第 2 条 定義

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、又は市内で働き、若しくは学ぶ者をいう。
- (2) 地域団体 市民等で構成される営利を目的としない団体で、市内において活動を行うものをいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) 市議会 市議会議員をもって構成される市の意思決定機関をいう。
- (5) 市長等 市長のほか、市の執行機関である教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (6) 市 普通地方公共団体としての袋井市をいう。
- (7) 市職員 袋井市職員定数条例(平成 17 年袋井市条例第 18 号)第 1 条に規定する職員をいう。
- (8) まちづくり 誰もが健康で快適に幸せに暮らすことができるまちを実現するための公共的な活動の総称をいう。

【解説】

- (1) 市内に通勤、通学する人や、市内で活動している個人をいいます。
- (2) 市民等で構成される営利を目的としない団体で、自治会等の地縁で結びついた組織や市内において活動を行う**市民活動団体**、特定非営利活動法人（NPO 法人）をいいます。
- (3) 市内で事業活動を営む個人及び法人をいいます。
- (4) 地方自治法第 89 条に基づく地方公共団体の議会をいいます。
- (5) 市長等とは、市長のほか、地方自治法第 180 条の 5 に規定する地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員のことです。
- (6) **地方自治法に規定する普通地方公共団体としての市をいいます。**
- (7) **袋井市の職員で特別職に属する職以外の一切の職をいいます。**
- (8) 市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等が、それぞれの役割と責務を踏まえ、日本一健康文化都市の実現に向けて取り組む活動をいいます。

第 2 章 基本理念

第 3 条 基本理念

(基本理念)

第 3 条 市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等は、日本一健康文化都市宣言の理念に基づき、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」を深く認識しつつ、主体的にまちづくりに取り組むものとする。

2 市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等は、日本一健康文化都市の実現のため、それぞれの役割と責務を理解し、互いを尊重し、連携し合い協働しながらまちづくりに取り組むものとする。

【解説】

1 市民と市の共通したまちづくりの目標は、「日本一健康文化都市」の実現です。袋井市が捉える「健康観」すなわち、心身の健康はもとより、それを支える都市環境や地域社会が良好な状態であることを市民一人ひとりがしっかり認識し、日々の行動の中に定着させることを基本とします。

2 基本理念の 2 点目として、市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等が、それぞれの役割を明確にした上で連携・協働してまちづくりに取り組むことを宣言しています。

「協働」とは、まちづくりの主体である市民、地域団体、事業所、市議会及び市長等が、お互いの信頼関係を深め、良きパートナーとなって公共活動に取り組むことをいいます。

第3章 まちづくりの担い手

第4条 市民の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、前条に規定する基本理念（以下、「基本理念」という。）に基づき、自ら果たすべき役割を自覚し、互いの立場や考えを尊重し、協力し合いながら、健康で快適に暮らすことができるまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、日本一健康文化都市についての理解を深め、家庭、地域、職場その他のあらゆる機会とあらゆる場所において、**生活の向上と地域の発展に向けた**活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

【解説】

- 1 市民は、各々がいきいきと健やかで心豊かに生活することを目指すとともに、まちづくりの主体であることを認識し、自らが住む地域社会の一員として、公共の福祉、地域の発展、環境の保全など、良好な社会環境づくりに努めるものとします
- 2 市民は、日本一健康文化都市の理念に基づき、健康意識を高く持ち、家庭、地域、職場などあらゆる機会をとらえて、「心と体の健康」「都市と自然の健康」「地域と社会の健康」を追求し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとします。

第5条 地域団体の役割

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、その社会的使命や機能を認識し、地域に根ざした活動を主体的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 地域団体は、市民や他の地域団体、市と密接な連携を保ち、地域の特性を活かしつつ、日本一健康文化都市の実現に向けて多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。

【解説】

- 1 地域団体は、その社会的意義や責任を自覚し、地域住民に理解される公益的な活動に取り組むことにより、その結果として、市民から信頼され、協力と支援が得られるよう期待が込められています。
- 2 地域団体は、他の団体や市等と良きパートナーとなって相互に連携を図り、地域で暮らす人たちが主体的に地域活動に参加するとともに、地域団体同士が横のつながりを強固なものとし、地域における課題の解決や、日本一健康文化都市の実現に向けた様々な活動に積極的に取り組むよう努めるものとします。

第6条 事業者の役割

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい職場の環境整備に努めるとともに、市が実施する日本一健康文化都市に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

事業者は、従業員とその家族が健康づくりに取り組みやすい環境の整備に努めるとともに、自らが社会の一員としてであることを認識し、市が行う日本一健康文化都市の推進に関する取組に積極的に協力するものとします。

第 7 条 市議会の責務

(市議会の責務)

第 7 条 市議会は、市の議決機関として、市民の意見や意思を日本一健康文化都市の推進に反映させるよう努めるものとする。

2 市議会は、袋井市議会基本条例(平成 27 年袋井市条例第 29 号)第 2 条に規定する議会の活動原則に基づく取組を通して、日本一健康文化都市の**実現を図る**ものとする。

【解説】

1 市民の代表である市議会は、まちづくりの重要な担い手であるとともに、市民を代表する意思決定機関であることから、市民の意見的的確な把握に努め、市民の意思を適切に反映させることが日本一健康文化都市の推進に求められています。

2 本市では、平成 27 年 3 月に市議会の最高規範として、「袋井市議会基本条例」を制定していることから、議会の基本的な責務は、袋井市議会条例によるものとするとともに、袋井市議会条例第 2 条の各号に掲げる議会の活動原則に基づく取組を通して、日本一健康文化都市の**実現を図る**ものとします。

○袋井市議会条例第 2 条の各号における議会の活動原則

- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市民に対して、情報を積極的に発信すること。
- (4) 市民にとって分かりやすい言葉及び表現を用いた議会運営に努めること。
- (5) 適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

第8条 市長等の責務

(市長等の責務)

第8条 市長は、市民、地域団体及び事業所が行う活動への支援を通じて、市民が主体となったまちづくりを推進するとともに、日本一健康文化都市の実現のために必要な施策を総合的に策定し、これを実施しなければならない。

2 市長は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、地域団体、事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、相互連携を図り、一体となって日本一健康文化都市の実現をめざして取り組むものとする。

【解説】

1 市長は、市民の視点に立って、公正かつ誠実に市民、地域団体及び事業所が行う活動を支援するとともに、日本一健康文化都市の実現に向けた施策を企画し、効果的かつ総合的に推進することを規定しています。

2 市長は、日本一健康文化都市に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、市民等の自主性と自立性を尊重するとともに、その意思を的確に把握し、まちづくりに反映させることを規定しています。

3 市長及びその他の執行機関は、相互に連携を図り、一丸となって日本一健康文化都市の実現をめざします。

第9条 市職員の責務

（市職員の責務）

第9条 市職員は、市民、地域団体、事業者と協働し、まちづくりの推進に取り組むとともに、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市職員は、常に必要な知識を習得し能力の向上に努め、日本一健康文化都市の実現に取り組むものとする。

【解説】

- 1 市職員は、常に自らの責務を自覚し、まちづくりの推進役として市民、地域団体、事業者と協働して取り組むとともに、自らも積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとします。
- 2 市職員は、市民のための行政ということを常に意識し、日本一健康文化都市の実現を図るため、知識・技術の習得と能力の向上に努めます。

第4章 参加と協働

第10条 市民活動の推進

(市民活動の推進)

第10条 市民、地域団体、事業者は、健康で安心して快適に暮らすことの出来る地域社会を実現するため、自主的に行う非営利の活動（以下「市民活動」という。）に取り組むものとする。

2 市は、市民活動の促進に当たり、市民、地域団体、事業者からの相談機会の確保、人材育成等に努めるものとする。

【解説】

- 1 市民活動は、NPO法人やボランティア団体などによる活動や、自治会等の地域における活動など、幅広い範囲の活動を指します。
- 2 市民活動が盛んになることが、まちの活性化につながるため、市は、市民、地域団体、事業者が活動しやすくなるよう、市民活動に関する相談及び人材育成といった機会の創出に努めるものとします。

第 11 条 地域自治活動の推進

(地域自治活動の推進)

第 11 条 市民は、地域社会の一員として、主体的に自治会などの地域団体の活動（以下「地域自治活動」という。）に参加するよう努めるものとする。

2 地域団体は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性を活かした地域自治活動に取り組むよう努めるものとする。

3 市は、地域自治活動の促進を図るため、地域における課題の把握、活動拠点の確保等に関し必要な支援を行うものとする。

【解説】

1 少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化等から、地域社会への帰属意識が低下し、自治会加入率や自治会活動の参加者が減少するなど、地域の結びつきの重要性が再認識されています。

地域の結びつきを強固にするには、地域で暮らす人々が地域自治活動の重要性を再認識し、主体的に地域自治活動に参加する必要があります。

2 自治会をはじめ、地域で活動する団体やNPO法人は、それぞれの目的に応じて地域に根ざした様々な公共的活動を行うなど、重要な役割を担っており、地域の特性を活かした取組により、地域の絆を一層強固なものとしします。

3 市は、地域自治活動を促進するため、市民や地域団体等が互いに協力しながら様々な課題解決に取り組むことができるよう、課題の把握や活動拠点の確保などの環境づくりに努めます。

第 12 条 参加と協働の推進

(参加と協働の推進)

第 12 条 市長等は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うにあたっては、市民、地域団体及び事業者等が参加できるよう、その機会を設けることに努めるものとする。

2 市民、地域団体、事業者、市議会及び市長等は、それぞれの役割及び責任を自覚し、相互に補完し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

3 市は、協働の推進にあたり、必要な支援を行うものとする。

【解説】

1 まちづくりの担い手である市民、地域団及び事業者等は、市政の各過程に参加する権利がありますので、市は、参加の原則を確かなものとするため、行政計画の策定に市民、地域団及び事業者等の参画の機会を拡充するものです。

2 協働の推進にあたっては、市民をはじめ、地域団体、事業者、市議会及び市が、ともに目的を共有し、お互いの自主性や自立性を尊重するとともに、信頼関係を構築することが重要です。

3 市は、協働の推進のため、人材育成や組織体制の整備など、それぞれの主体に必要な支援を行うものとします。

第5章 まちづくりに関する基本施策

第13条 総合計画の推進

(総合計画の推進)

第13条 市長は、日本一健康文化都市の実現を図るため、総合的な計画（以下「総合計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、総合計画の内容を推進するため、適切な進行管理を行うものとする。

【解説】

- 1 日本一健康文化都市の実現のための総合計画は、この条例の理念に合致したものとします。
- 2 この条例が実効あるものとして運用が図られ、日本一健康文化都市の実現を着実に推進するため、適切な総合計画の進行管理を行うことを規定します。

第 14 条 情報の公開及び共有

(情報の公開及び共有)

第 14 条 市民、地域団体、事業者、市議会、市長等及び市職員は、個人情報の保護に配慮した上で、それぞれが保有するまちづくりを推進するために必要な情報を積極的に公開し、その情報の共有に努めるものとする。

【解説】

まちづくりの担い手である市民、地域団体、事業者、市議会、市長等及び市職員は、日本一健康文化都市の実現に向けたまちづくりを推進するにあたり、それぞれが保有する情報を積極的に公開するとともに、お互いに信頼感を持って、情報の共有に努めるものとします。

第 15 条 説明責任

(説明責任)

第 15 条 市長は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、施策及び計画の立案、実施、評価等を行うにあたり、その内容を市民に分かりやすく説明するものとする。

【解説】

「説明責任」は、市民と行政の信頼関係を高め、協働のまちづくりを推進するために、必要不可欠な行政に課せられた使命です。